

2024年9月9日

「原発敷地内で使用済燃料を一時保管する乾式貯蔵施設の設置を求め
める」事前了解願に関する陳情

福井県議会議長 宮本 俊 様

原子力発電に反対する福井県民会議
坂井市春江町西太郎丸 18-13-34
共同代表委員 中畷 哲演

〔陳情趣旨〕

日頃は私たち県民のために様々な事にご尽力くださりましてありがとうございます。

さて、今年の2月県議会直前に関西電力から提出された「原発敷地内で使用済燃料を一時保管する乾式貯蔵の設置を求める」事前了解願の取り扱いについて、2月、6月議会で審議されてきました。乾式貯蔵の原発敷地内設置は、実施されれば県内で初めてのこととなり、使用済燃料が更に溜まり続け、県内に置きっぱなしになるのではとの不安を抱える重大な問題です。

県内の使用済燃料をどうするかについては、昨年10月に関西電力は、使用済燃料対策としてロードマップを提示し、ロードマップには、青森県六ヶ所再処理工場が2024年9月までに完成することを前提に「再処理工場に2026年度に使用済燃料の搬出を始める」と示されていきました。県と県議会は関西電力と国の決意と覚悟を確認したとしてロードマップを容認し、美浜3号機、高浜1・2号機の運転継続をも認めました。

8月23日に、日本原燃は六ヶ所再処理工場の延期を表明し、29日には完成目標を2年半延期し、2026年度内と表明しました。

ロードマップの柱である再処理工場の延期は、ロードマップの破綻を示すものであり、そのロードマップを容認した県と県議会には相応の責任があります。なぜ安易に容認することになったのか、県民に説明する必要があります。一度重大事故が起これば取り返しがつかなくなるのは、福島原発事故が証明していま

す。県と県議会は県民の命と健康を守るという原点に戻り、ロードマップ提示前に関西電力が「県外での中間貯蔵施設が確定しなければ、美浜3号機、高浜1・2号機は止める」という約束を関西電力に守らせてください。

以上のことを踏まえ、次の項目を陳情いたします。真摯に対応してくださいませよう宜しくお願い致します。

〔陳情事項〕

- (1) 関西電力のロードマップ見直し表明は、使用済燃料対策に対する県民の信頼を損なうものです。ロードマップを白紙に戻し、ロードマップ提示前に関西電力と交わした「県外での中間貯蔵施設の確定が出来なければ、美浜3号機、高浜1・2号機を止める」という約束を関西電力に履行させてください。
- (2) ロードマップが破綻した以上、乾式貯蔵施設の原発敷地内設置の論議も意味がありません。関西電力から出されている「原発敷地内で使用済燃料を一時保管する乾式貯蔵の設置を求める」事前了解願は認めないでください。
- (3) 今回のロードマップの見直しについて、関西電力社長は、年度内に実効性ある工程表を示さなければ、美浜3号機、高浜1・2号機を止めると知事に約束しました。しかし県民からは、場当たりの関西電力の対応は信用できず、容認してきた県や国の責任は非常に重い、という意見が多数出ています。よって、県議会として、国と関西電力に県民説明会を開くよう要求することを求めます。